

伊予市告示第 168 号

伊予市奨学金返還支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 27 日

伊予市長 武 智 邦 典

伊予市奨学金返還支援補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、伊予市への移住定住及び地元就職の促進を図るため、市が予算の範囲内において伊予市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（別科・専攻科を含む。）、中等教育学校（後期課程）、専修学校高等課程（高等専修学校）、専修学校専門課程（専門学校）及び特別支援学校高等部をいう。
- (2) 事業所等 事務所、事業所、工場、倉庫、施設等をいう。
- (3) 第一次産業 農業、林業及び漁業をいう。
- (4) 正規雇用 雇用期間の定めがなく、常勤している雇用形態（役員及び個人事業主を除く。）をいう。
- (5) 非正規雇用 一週間の所定労働時間が 20 時間以上かつ正規雇用の所定労働時間の 4 分の 3 以上である雇用形態をいう。

（補助対象となる奨学金）

第 3 条 補助金の対象となる奨学金は、別表第 1 に定めるとおりとする。

（補助金の受給要件）

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、公務員等（国家公務員及

び地方公務員として任用されている者）以外の者で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大学等に進学し、在学中に前条の奨学金の貸与を受けた者
- (2) 補助金の交付を申請しようとする年度の前年度以前に奨学金の返還を開始した者であって、奨学金貸与機関の定める返還方式で遅滞なく返還を行っているもの
- (3) 補助金の交付申請日において本市に住民登録がある満 35 歳以下の者であって、第 7 条に規定する補助金の交付決定を受けた日から 5 年以上継続して本市に居住する意思があるもの
- (4) 次のアからエまでに掲げるいずれかの就業状況に該当する者で、かつ、1 年以上継続して就業（就業状況に変更があった場合は、変更前後の期間を通算して 1 年以上継続して就業）しているもの。
 - ア 令和 6 年 4 月 1 日以降に市内の事業所等で、正規雇用として就業している者
 - イ 令和 6 年 4 月 1 日以降に市内の事業所等で、非正規雇用として就業している者のうち、正規雇用への転換を希望している者
 - ウ 令和 6 年 4 月 1 日以降に市内で起業し、事業に従事している者
 - エ 令和 6 年 4 月 1 日以降に市内で第一次産業に従事している者
- (5) 市税等を滞納していない者
- (6) 同一の世帯に属する者全員が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者でない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当しない者
（補助対象経費等）

第 5 条 補助対象経費及び補助限度額は、別表第 2 に定めるとおりとする。
（補助金の交付申請及び請求）

第 6 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請は規則第 15 条第 2 項に規定する請求と併せて、様式第 1 号により行うものとする。

2 前項の申請及び請求は、1 年度につき 1 回限りとし、交付申請初年度から起算して連続する 5 年度間、最大 5 回まで行うことができる。

（補助金の交付決定等）

第 7 条 規則第 6 条第 3 項に規定する通知は、交付することを決定したときは規則第 13 条に規定する通知と併せて様式第 2 号により、交付しないこ

とを決定したときは様式第 3 号により行うものとする。

（異動の届出等）

第 8 条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた日から起算して 5 年以内に、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく様式第 4 号を市長に提出しなければならない。

- (1) 住居が変更となったとき。
- (2) 氏名が変更となったとき。
- (3) 就労状況等に変更があったとき。

2 交付決定者は、市が居住及び就業状況の確認を行う場合は、報告又は立入調査等に協力しなければならない。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 27 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

奨学金貸与機関	補助対象となる奨学金
独立行政法人日本学生支援機構	第一種奨学金 第二種奨学金
愛媛県	愛媛県奨学資金
上記以外の貸与機関	市長が認める奨学金

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象経費	補助限度額
補助金の交付を申請する年度の前年度 1 年間に本人が返還した奨学金（ただし、国、地方公共団体及び民間企業等による奨学金返還支援を目的とした他の補助金等の交付を受ける場合は、その補助金の算定対象となった奨学金を補助対象経費から除くものとする。）	1 年度当たり補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額（ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）又は 200 千円のいずれか低い額